

中小企業・
個人事業者
のためのエネルギー価格等
高騰対策支援金

電気・ガス等をはじめとする物価高騰への支援

申請期間

令和6年1月31日(水)~6月14日(金)

※郵送の場合は最終日の消印有効

給付額

一律**5万円**を給付します

給付対象

①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和5年10月から令和6年3月までの任意の**1か月**において、

電気



ガス



ガソリン



軽油・灯油・重油

の合計金額が**3万円以上**あること。ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和5年10月から令和6年3月までの連続する**3か月において月平均で50万円以上**あること。

② 法人 : 市内に本店(法人税の納税地)を有すること。

個人事業者 : 市内に住所(住民票)を有すること又は市内に主たる事業所を有すること。

③ 今後も市内で事業継続する意思があること。

本支援金は他支援金等との併給が可能です。
10万円支援金(第1弾・4月~9月対象分)を受給済の方も申請可能です。申請方法(オンライン/郵送)や申請先などの詳細情報は、特設WEBサイト等で
公開しております。 <https://chibacity-chushoenergy.com/>支援金
WEBサイトは
こちら

お問い合わせ

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

☎043-223-5591 chibacity-chushoenergy@jtb.com

平日 8:30 ~ 17:30 土日・祝日・年末年始はお休み

よくあるご質問

Q 10万円支援金(第1弾)を受給しました。必要書類が重複していますが、再度提出する必要がありますか。

A 10万円支援金(第1弾・4月～9月対象分)の申請時に提出した書類の内容から変更がない場合、添付を省略できることがあります。(通帳の写し、本人確認証の写し、確定申告書の写しなど)
なお、添付を省略できる書類は状況によって異なりますので、「申請の手引き」7～16ページをご確認ください。

Q 申請にはどのような書類の提出が必要ですか？

A 申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し(個人)、国民健康保険証等の写し(個人)等のほか、下記書類の提出が必要です。

- ・光熱費(電気・ガス):
利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなどが必要です。
- ・燃料費(ガソリン等):
利用日、利用額、品目(レギュラーガソリン、軽油、灯油など)が確認できるレシート、領収書、カード利用明細などが必要です。
- ・その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※10万円支援金(第1弾・4月～9月分対象)を受給済みの方は、一部書類の提出が不要となることがあります。不要となる書類は状況によって異なりますので「申請の手引き」7～16ページにてご確認ください。

Q 電気料金やガス料金の領収書を紛失してしまいました。どうすればよいのでしょうか？

A 紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。

Q 中小企業でなくても対象となりますか？

A 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人(社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等)の場合も申請書(様式第1号)の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合、本支援金の対象となります。

Q 対象外となる業種は？

A 政治団体、宗教団体等は対象外となります。
対象となる業種は幅広く医療機関、福祉施設、専業で農業を営む方なども対象となります。対象外となる業種の詳細は「申請の手引き」6ページをご参照ください。

Q 兼業していますが、対象になりますか？

A 個人事業者がアルバイトの副収入がある場合でも対象となります。具体的には、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 被雇用者又は社会保険(健康保険)の被扶養者ですが、給付を受けられますか？

A 受けられません。
本業として事業活動をされている事業者が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険(健康保険)の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者と見なし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 市内に本店があり、市外に支店があります。対象経費は合算できますか？

A 合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。

Q 個人事業者ですが住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A 対象となります。また、個人事業者の方で住民票が市外にある方でも、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。



支援金の不正受給は犯罪です！